

2026年3月4日

お客様へ

株式会社山陰合同銀行

クレジットカード会員規約（Visa・個人用および法人用）改定のお知らせ

山陰合同銀行では、クレジットカード利用における安全性と利便性向上のため、「クレジットカード会員規約（Visa・個人用）」、「山陰合同銀行クレジットカード会員規約（Visa&マスター・法人用）」等を2026年4月1日に下記の通り改定いたします。

なお、新規約は、改定前よりお取引をいただいているお客様にも適用されます。

下表では、改定する箇所のみ記載しています。

記

改定前	改定後（2026年4月1日現在）
<p>山陰合同銀行クレジットカード会員規約 （Visa・個人用）</p> <p>第5条（届出事項の変更等）</p> <p>1. 当行に届出た氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、職業、勤務先、取引を行う目的、およびその他の項目（以下総称して「届出事項」という）に変更が生じた場合、会員は遅滞なく、所定の届出用紙の提出または電話・インターネットによる届出等の当行所定の方法により変更事項を届出するものとします。</p> <p>——中略——</p> <p>第15条（会員保障制度）</p> <p>3. 次の場合は、当行はてん補の責を負いません。なお、本項において会員の故意過失を明示的に記載しているものを除き、会員の故意過失は問わないものとします。</p>	<p>山陰合同銀行クレジットカード会員規約 （Visa・個人用）</p> <p>第5条（届出事項の変更等）</p> <p>1. 当行に届出た氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、職業、勤務先、国籍、在留資格、在留期間、取引を行う目的、およびその他の項目（以下総称して「届出事項」という）に変更が生じた場合、会員は遅滞なく、所定の届出用紙の提出または電話・インターネットによる届出等の当行所定の方法により変更事項を届出するものとします。</p> <p>——中略——</p> <p>6. 当行は、日本国籍を保有せずに本邦に居住している会員に対し、国籍、在留資格、在留期間の届出を求めることがあり、当該会員は届出に応じるものとします。</p> <p>第15条（会員保障制度）</p> <p>3. 次の場合は、当行はてん補の責を負いません。なお、本項において会員の故意過失を明示的に記載しているものを除き、会員の故意過失は問わないものとします。</p>

改定前	改定後（2026年4月1日現在）
<p>——中略——</p> <p>(7) 前条第2項の紛失・盗難の通知を当行が受領した日の61日以前に生じた損害</p> <p>(8) 戦争・地震等による著しい秩序の混乱中に生じた紛失・盗難に起因する損害</p> <p>(9) その他本規約に違反する使用に起因する損害</p>	<p>——中略——</p> <p>(7) 会員が複数回に亘り類似の紛失・盗難等の被害に遭い、当該被害が会員の過失に起因する場合</p> <p>(8) 前条第2項の紛失・盗難の通知を当行が受領した日の61日以前に生じた損害</p> <p>(9) 戦争・地震等による著しい秩序の混乱中に生じた紛失・盗難に起因する損害</p> <p>(10) その他本規約に違反する使用に起因する損害</p>
<p>第16条（カード利用の一時停止等）</p>	<p>第16条（カード利用の一時停止等）</p> <p>8. 当行は、当行における法令遵守の観点から当行が必要と認めた場合には、他のアカウントへのチャージ（送金）取引について、カードの利用を制限することができるものとします。</p>
<p>第17条（付帯サービス等）</p> <p>1. 会員は、当行または当行の提携会社が提供するカード付帯サービスおよび特典（以下「付帯サービス」という）を利用することができます。会員が利用できる付帯サービスおよびその内容については別途当行から本会員に対し通知します。</p>	<p>第17条（付帯サービス等）</p> <p>1. 会員は、当行または当行の提携会社が提供するカード付帯サービスおよび特典（以下「付帯サービス」という）を利用することができます。会員が利用できる付帯サービスおよびその内容については別途当行から本会員に対し通知します。会員は、当行と提携会社等との提携関係の終了等によって付帯サービスが利用できなくなる場合があることを予め承諾するものとします。</p>
<p>第23条（期限の利益の喪失）</p> <p>4. 本会員は、第24条第3項第1号または第2号の事由により会員資格を取消された場合、本規約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、直ちに債務の全額を支払うものとします。</p>	<p>第23条（期限の利益の喪失）</p> <p>4. 本会員は、第24条第3項第1号または第2号の事由に該当したことが判明した場合、本規約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、直ちに債務の全額を支払うものとします。</p>
<p>第24条（会員資格の取消）</p>	<p>第24条（会員資格の取消）</p>

改定前	改定後（2026年4月1日現在）
<p>1. 当行は、会員が次のいずれかに該当した場合、その他当行において会員として不適格と認めた場合は、通知・催告等をせずに会員資格を取消することができるものとします。</p> <p>——中略——</p> <p>(9) 当行または当行の委託先・派遣元等の従業員に対して次の（イ）から（ホ）に掲げる行為その他当該従業員の安全や精神衛生等を害するおそれのある行為をした場合（第三者を利用して行った場合を含む）</p> <p>第29条（費用の負担） 会員は、金融機関等にて振込により支払う場合の金融機関等所定の振込手数料その他本規約に基づく債務の支払いに際して発生する各種取扱手数料、本規約に基づく費用・手数料等に課される消費税その他公租公課を負担するものとします。</p> <p>第35条（1回払い・2回払い・ボーナス一括払い） 2. 会員は、当行が適当と認めた場合には、別途定める方法により、1回払いに係る債務の全部または一部を繰上げて返済することができます。現在ご利用可能な繰上返済の方法および条件は、下記＜繰上返済の可否および方法＞に定めるとおりとします。</p> <p>第36条（リボルビング払い）</p>	<p>1. 当行は、会員が次のいずれかに該当した場合、その他当行において会員として不適格と認めた場合は、通知・催告等をせずに会員資格を取消することができるものとします。</p> <p>——中略——</p> <p>(9) 当行または当行の委託先・派遣元等の従業員に対して次の（イ）から（ホ）に掲げる行為その他これらに準ずる当該従業員の安全や精神衛生等を害するおそれのある行為をした場合（第三者を利用して行った場合を含む）</p> <p>第29条（費用の負担） 1. 会員は、金融機関等にて振込により支払う場合の金融機関等所定の振込手数料その他本規約に基づく債務の支払いに際して発生する各種取扱手数料、本規約に基づく費用・手数料等に課される消費税その他公租公課を負担するものとします。 2. 会員が支払期日において当行に支払うべき債務の口座振替、引落しもしくは自動払込みができない場合、または当行指定口座への振込が支払期日までにされなかった場合には、システム処理料、事務手数料およびその他カード利用代金等（ただし、キャッシング利用代金を除く）の弁済の受領に要する費用として、当行所定の手数料を会員は負担するものとします。</p> <p>第35条（1回払い・2回払い・ボーナス一括払い） 2. 会員は、当行が適当と認めた場合には、別途定める方法により、前項の支払い方法に係る債務を繰上げて返済することができます。現在ご利用可能な繰上返済の方法および条件は、下記＜繰上返済の可否および方法＞に定めるとおりとします。</p> <p>第36条（リボルビング払い）</p>

改定前	改定後（2026年4月1日現在）
<p>2. 本会員は、会員がリボルビング払いを指定した場合において弁済金（毎月支払額）の支払いコースとして元金定額コースを指定したときは、支払いコースを指定した際に指定した金額（5千円、または、1万円以上1万円単位。ゴールドカードの場合は1万円以上1万円単位。ただし、締切日の残高が弁済金に満たないときはその金額）または当行が適当と認めた金額に、毎月の締切日時点のリボルビング払いの未決済残高に応じて本条第4項に定める手数料を加算して、翌月の支払期日に支払うものとします。また、本会員が希望し当行が適当と認めた場合は、ボーナス支払月にボーナス増額弁済金を加算した額を支払う方法とすることができます。なお、当行が定める日までに当行所定の方法で本会員が希望し当行が適当と認めた場合は、弁済金（毎月支払額）を増額または減額できるものとします。</p>	<p>2. 本会員は、会員がリボルビング払いを指定した場合において弁済金（毎月支払額）の支払いコースとして元金定額コースを指定したときは、支払いコースを指定した際に指定した金額（5千円、または、1万円以上1万円単位。ゴールドカードの場合は1万円以上1万円単位。ただし、締切日の残高が弁済金に満たないときはその金額）または当行が適当と認めた金額に、毎月の締切日時点のリボルビング払いの未決済残高に応じて本条第4項に定める手数料を加算して、翌月の支払期日に支払うものとします。また、本会員が希望し当行が適当と認めた場合は、ボーナス支払月にボーナス増額弁済金を加算した額を支払う方法とすることができます。なお、当行が定める日までに当行所定の方法で本会員が希望し当行が適当と認めた場合は、弁済金（毎月支払額）を増額または減額できるものとします。また、入会時において、会員は支払いコースを元金定額コースと指定したとみなします。</p>
<p>第40条（支払停止の抗弁）</p> <p>1. 会員は、リボルビング払い、分割払い、2回払いおよびボーナス一括払いにより購入した商品等について次の事由が存するときは、当該事由が解消されるまでの間、当行に対し当該事由に係る商品等について支払いを停止することができます。ただし、割賦販売法の規定の適用がないかその適用が除外される取引、商品・権利・役務についてはこの限りではありません。</p> <p>(1) 商品等の引渡し、提供がなされないこと。 (2) 商品等に瑕疵（欠陥）があること。</p>	<p>第40条（支払停止の抗弁）</p> <p>1. 会員は、リボルビング払い、分割払い、2回払いおよびボーナス一括払いにより購入した商品等について次の事由が存するときは、当該事由が解消されるまでの間、当行に対し当該事由に係る商品等について支払いを停止することができます。ただし、割賦販売法の規定の適用がないかその適用が除外される取引、商品・権利・役務についてはこの限りではありません。</p> <p>(1) 商品等の引渡し、提供がなされないこと。 (2) 商品等に破損、汚損、故障、欠陥、その他の種類又は品質、数量に関して契約の内容に適合しない場合があること。</p>
<p><リボルビング払い、分割払いの返済方法・回数、手数料率等></p> <p>・リボルビング払い 実質年率 15.0%</p>	<p><リボルビング払い、分割払いの返済方法・回数、手数料率等></p> <p>・リボルビング払い 実質年率 15.0%</p>

改定前

・分割払い

支払回数	3	5	6	10	12	15	18	20	24	30	36
支払期間(ヵ月)	3	5	6	10	12	15	18	20	24	30	36
実質年率(%)	12.00	13.25	13.75	14.25	14.50	14.75	14.75	14.75	14.75	14.75	14.50
利用金額100円当りの分割払手数料の額(円)	2.01	3.35	4.02	6.70	8.04	10.05	12.06	13.40	16.08	20.10	24.12

<分割払いのお支払い例>

利用金額50,000円、10回払いで分割払いをご利用された場合

- ① 分割払手数料 50,000円 × (6.70円 ÷ 100円) = 3,350円
- ② 支払総額 50,000円 + 3,350円 = 53,350円
- ③ 分割支払額 53,350円 ÷ 10回 = 5,335円

<繰上返済の可否および方法>

	1回払い	リボルビング払い	分割払い	キャッシングリボ	キャッシング一括	海外キャッシングサービス
当行が別途定める期間において、当行の提携金融機関の日本国内のATM等から入金して返済する方法	×	○ (一部返済のみ可)	×	○ (一部返済のみ可)	×	×
当行が別途定める期間に事前に当行に申出ることにより、支払期日に口座振替により返済する方法	-	○	○ (全額返済のみ可)	○	×	×
当行が別途定める期間に事前に当行に申出のうえ、振込等により当行指定口座へ入金する方法(振込手数料は負担いただきます)	○	○	○ (全額返済のみ可)	○	○	○
当行へ現金を持参して返済する方法	○	○	○ (全額返済のみ可)	○	○	○

<ご相談窓口>

2. 宣伝印刷物の送付等営業案内の中止のお申出は、下記の当行クレジットカードデスクまでお願いします。

※カードを利用しない場合には、利用開始する前に切断のうえ当行にご返却ください。

——中略——

5. カードの紛失・盗難に関するご連絡は下記のVJ紛失・盗難受付デスクまでお願いします。

<VJ紛失・盗難受付デスク>

フリーダイヤル 0120-919456

※上記番号が繋がりにくい場合は下記番号をご

改定後 (2026年4月1日現在)

・分割払い

支払回数	3	4	5	6	10	12	15	18	20	24	30	36
支払期間(ヵ月)	3	4	5	6	10	12	15	18	20	24	30	36
実質年率(%)	12.20	12.99	13.50	13.88	14.57	14.74	14.87	14.94	14.98	14.98	14.91	14.82
利用金額100円当りの分割払手数料の額(円)	2.04	2.72	3.40	4.08	6.80	8.16	10.20	12.24	13.60	16.32	20.40	24.48

支払回数	40	42	48	50	54	60
支払期間(ヵ月)	40	42	48	50	54	60
実質年率(%)	14.76	14.72	14.61	14.57	14.50	14.38
利用金額100円当りの分割払手数料の額(円)	27.20	28.56	32.64	34.00	36.72	40.80

<分割払いのお支払い例>

利用金額50,000円、10回払いで分割払いをご利用された場合

- ① 分割払手数料 50,000円 × (6.80円 ÷ 100円) = 3,400円
- ② 支払総額 50,000円 + 3,400円 = 53,400円
- ③ 分割支払額 53,400円 ÷ 10回 = 5,340円

<繰上返済の可否および方法>

	1回払い	2回払い	ボーナス一括払い	リボルビング払い	分割払い	キャッシングリボ	キャッシング一括	海外キャッシングサービス
当行が別途定める期間において、当行の提携金融機関の日本国内のATM等から入金して返済する方法	×	×	×	○ (一部返済のみ可)	×	○ (一部返済のみ可)	×	×
当行が別途定める期間に事前に当行に申出ることにより、支払期日に口座振替により返済する方法	-	-	-	○	○ (全額返済のみ可)	○	×	×
当行が別途定める期間に事前に当行に申出のうえ、振込等により当行指定口座へ入金する方法(振込手数料は負担いただきます)	○	○	○	○	○ (全額返済のみ可)	○	○	○
当行へ現金を持参して返済する方法	○	○	○	○	○ (全額返済のみ可)	○	○	○

<ご相談窓口>

2. カード等の利用、請求内容等に係るお問い合わせ

および宣伝印刷物の送付等営業案内の中止のお申出は、下記の当行クレジットカードデスクまでお願いします。

——中略——

5. カードの紛失・盗難に関するご連絡は下記のVJ紛失・盗難受付デスクまでお願いします。

<VJ紛失・盗難受付デスク>

フリーダイヤル 0120-919456

上記番号が繋がりにくい場合は下記番号をご利

改定前	改定後（2026年4月1日現在）
<p>利用ください。 東京03-6627-4057 大阪06-6445-3530</p> <p style="text-align: right;">(2022年4月改定)</p>	<p>用ください。 東京03-6627-4057 大阪06-6445-3530</p> <p>※カードを利用しない場合には、利用開始する前に切断のうえ当行にご返却ください。</p> <p style="text-align: right;">(2026年4月改定)</p>
<p>個人情報の取扱いに関する同意条項 第1条（個人情報の収集・保有・利用等）</p> <p>1. 会員または会員の予定者（以下総称して「会員等」という）は、本規約（本申込みを含む。以下同じ）を含む株式会社山陰合同銀行（以下「当行」という）および株式会社ごうぎんクレジット（以下「保証会社」という）（以下、当行と保証会社を総称して「両社」という）との取引の与信判断および与信後の管理ならびに付帯サービス提供のため、下記（1）から（7）の情報（以下これらを総称して「個人情報」という）を両社が保護措置を講じた上で収集、保有、および相互に提供し利用することに同意します。なお、与信後の管理には、カードの利用確認、本会員へのカードご利用代金のお支払い等のご案内（支払遅延時の請求を含みます）をすること（下記（2）の契約情報を含む家族カードに関するお支払等のご案内は、本会員にご案内します）、および法令に基づき市区町村の要求に従って会員の個人情報（入会申込書の写し・残高通知書等）を市区町村に提出し住民票・住民除票の写し・戸籍謄抄本・除籍謄本等（これらの電子化されたものにかかる記載事項の証明書を含みます）の交付を受けて連絡先の確認や債権管理その他の会員管理のために相互に提供し利用すること、を含むものとします。</p> <p>（1）申込み時または入会後に会員等が提出する申込書、届出書、その他の書類に記入しまたは記載されている氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、電子メールアドレス、運転免許証番</p>	<p>個人情報の取扱いに関する同意条項 第1条（個人情報の収集・保有・利用等）</p> <p>1. 会員または会員の予定者（以下総称して「会員等」という）は、本規約（本申込みを含む。以下同じ）を含む株式会社山陰合同銀行（以下「当行」という）および株式会社ごうぎんクレジット（以下「保証会社」という）（以下、当行と保証会社を総称して「両社」という）との取引の与信判断および与信後の管理ならびに付帯サービス提供のため、下記（1）から（9）の情報（以下これらを総称して「個人情報」という）を両社が保護措置を講じた上で収集（映像、その他の電磁的記録として取得・保存することを含む）、保有、および相互に提供し利用することに同意します。なお、与信後の管理には、カードの利用確認、本会員へのカードご利用代金のお支払い等のご案内（支払遅延時の請求を含みます）をすること（下記（2）の契約情報を含む家族カードに関するお支払等のご案内は、本会員にご案内します）、および法令に基づき市区町村の要求に従って会員の個人情報（入会申込書の写し・残高通知書等）を市区町村に提出し住民票・住民除票の写し・戸籍謄抄本・除籍謄本等（これらの電子化されたものにかかる記載事項の証明書を含みます）の交付を受けて連絡先の確認や債権管理その他の会員管理のために相互に提供し利用すること、を含むものとします。</p> <p>（1）申込み時または入会後に会員等が提出する申込書、届出書、その他の書類に記入しまたは記載されている氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、電子メールアドレス、運転免許証番</p>

改定前	改定後（2026年4月1日現在）
<p>号、職業、勤務先、取引を行う目的、資産、負債および収入等の情報（以下総称して「氏名等」という）、本規約に基づき届出られた情報およびお電話等でのお問合せ等により両社が知り得た氏名等の情報（以下総称して「属性情報」という）</p> <p>(2) 会員のご利用に関する申込日、契約日、ご利用店名、商品名、契約額、支払回数等のご利用状況および契約内容に関する情報（以下「契約情報」という）</p> <p>——中略——</p>	<p>号、職業、勤務先、取引を行う目的、資産、負債、収入、国籍、在留資格、在留期間に関する情報等の情報（以下総称して「氏名等」という）、本規約に基づき届出られた情報およびお電話等でのお問合せ等により両社が知り得た氏名等の情報（これらすべての変更情報を含み、以下総称して「属性情報」という）</p> <p>(2) 会員のご利用に関する申込日、契約日、ご利用店名、商品名、契約額、支払回数、ID その他の識別情報等のご利用状況および契約内容に関する情報（加盟店等から両社が適法に取得する情報を含み、以下「契約情報」という）</p> <p>——中略——</p> <p>(8) 会員等のインターネット（アプリ、アフィリエイトサイトを含む）上での閲覧履歴、商品購買履歴、サービス利用履歴、位置情報等の履歴情報、利用されている端末の情報、ネットワーク情報（IPアドレス等）等</p> <p>(9) 本項各号に定める情報に付帯する個人関連情報（第三者から提供を受け個人データとなる個人関連情報を含む）</p>
<p>2. 会員は、両社が下記の目的のために前項の（1）（2）（3）（4）の個人情報を相互に提供し利用することを同意します。</p> <p>(1) 両社の事業（キャッシング・ローン等の金銭貸付事業を含む。以下同じ）における新商品情報のお知らせ、関連するアフターサービス</p> <p>(2) 両社の事業における市場調査、商品開発</p> <p>(3) 両社の事業における宣伝物・印刷物の送付、電話および電子メール送信等その他の通信手段を用いた営業活動</p> <p>(4) 両社が認めるクレジットカード利用可能加盟店等その他両社の提携する者等の営業に関する宣伝物・印刷物の送付、電話および電子メール等その他の通信手段を用いた送信</p> <p>(5) 当行が認めるクレジットカード利用加盟店</p>	<p>2. 会員は、両社がクレジット事業（クレジットカード、ファクタリングを含む）、保証事業、融資事業、保険事業、集金代行事業その他これらに付随する事業に関する次の目的のために前項の（1）（2）（3）（4）（8）（9）の個人情報を相互に提供し利用することを同意します。</p> <p>(1) 新商品情報のお知らせ、関連するアフターサービス</p> <p>(2) 市場調査、商品開発</p> <p>(3) 宣伝物・印刷物の送付、電話および電子メール送信等その他の通信手段を用いた営業活動</p> <p>(4) 両社が認める加盟店等その他両社の提携する者等の営業に関する宣伝物・印刷物の送付、電話および電子メール等その他の通信手段を用いた送信</p> <p>(5) 当行が認める加盟店等その他地方公共団体</p>

改定前	改定後（2026年4月1日現在）
<p>等その他地方公共団体等および当行の提携する者等の各種プロモーション活動を支援するデータ分析サービス提供のための統計レポートの作成（個人を識別し得ない統計情報として加工したものに限り）</p> <p>※ なお、上記の両社の具体的な事業内容については、両社所定の方法（インターネットの両社ホームページへの常時掲載）によってお知らせします。</p> <p>第2条（個人情報信用情報機関への登録・利用）</p> <p>1. 本会員（本会員の予定者を含む。以下総称して「本会員等」という）は、両社が、本規約に係る取引上の判断にあたり、両社が加盟する下記の個人情報信用情報機関（個人の支払能力に関する情報の収集および当該機関の加盟会員に当該情報を提供することを業とする者。以下「加盟信用情報機関」という）および加盟信用情報機関と提携する下記の個人情報信用情報機関（以下「提携信用情報機関」という）に照会し、本会員等の情報（当該各機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報の他、当該各機関によって登録される破産等の官報情報等を含む）を本会員等の支払能力の調査の目的に限り、利用することに同意します。</p> <p>2. 本会員等は、①加盟信用情報機関により定められた情報（下表の「登録情報」記載の情報、その履歴を含む）が当該機関に下表の「登録の期間」に定める期間登録されること、ならびに、②登録された情報が加盟信用情報機関および提携信用情報機関の加盟会員により本会員等の支払能力に関する調査のため利用されることに、同意します。</p>	<p>等および当行の提携する者等の各種プロモーション活動を支援するデータ分析サービスにおいて、個人情報に係るデータを照合、分析することにより、統計レポートを作成すること（個人を識別し得ない統計情報として加工したものに限り）</p> <p>※ なお、上記の両社の具体的な事業内容については、両社所定の方法（インターネットの両社ホームページへの常時掲載）によってお知らせします。</p> <p>3. 会員等は、両社が各種法令の規定により提出を求められた場合およびそれに準ずる公共の利益のために必要がある場合、公的機関等に会員等の個人情報を提供することに同意します。</p> <p>第2条（信用情報機関への登録・利用等）</p> <p>1. 本会員（本会員の予定者を含む。以下総称して「本会員等」という）は、両社が、本規約に係る取引上の判断にあたり、両社が加盟する下記の信用情報機関（個人の支払能力・返済能力に関する情報の収集および当該機関の加盟会員に当該情報を提供することを業とする者。以下「加盟信用情報機関」という）および加盟信用情報機関と提携する下記の信用情報機関（以下「提携信用情報機関」という）に照会し、本会員等の情報（当該各機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報の他、当該各機関によって登録される破産等の官報情報等を含む）を本会員等の支払能力・返済能力の調査の目的に限り、利用することに同意します。</p> <p>2. 本会員等は、①加盟信用情報機関により定められた情報（下表の「登録情報」記載の情報、その履歴を含む）が当該機関に下表の「登録の期間」に定める期間登録されること、ならびに、②登録された情報が加盟信用情報機関および提携信用情報機関の加盟会員により本会員等の支払能力・返済能力に関する調査のため利用されることに、同意します。</p>

改定前	改定後（2026年4月1日現在）
-----	------------------

<登録される情報とその期間>

登録情報	登録の期間
①氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、 運転免許証等の記号番号等の本人情報 ^{*1}	左欄②以下の登録情報のいずれかが登録されている期間
②本規約に係る申込みをした事実	両社が 個人 信用情報機関に照会した日から6カ月間
③本規約に関する客観的な取引事実 ^{*2}	契約期間中および契約終了後（完済していない場合は完済後）5年以内
④債務の支払いを延滞した事実	契約期間中および契約終了後（完済していない場合は完済後）5年間
⑤債権譲渡の事実に係る情報	株式会社日本信用情報機構への登録：譲渡日から1年以内

— 中略 —

<登録される情報とその期間>

登録情報	登録の期間
①氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、 本人確認書類の記号番号等の本人情報 ^{*1}	左欄②以下の登録情報のいずれかが登録されている期間
②本規約に係る申込みをした事実	両社が信用情報機関に照会した日から6カ月間
③本規約に関する客観的な取引事実 ^{*2}	契約期間中および契約終了後（完済していない場合は完済後）5年以内
④債務の支払いを延滞した事実	契約期間中および契約終了後（完済していない場合は完済後）5年間
⑤債権譲渡の事実に係る情報	株式会社日本信用情報機構への登録：譲渡日から1年以内

— 中略 —

4. 本会員等は、両社が加盟する信用情報機関が、当該機関および提携信用情報機関の加盟会員による本会員等の支払能力・返済能力の調査に資することを目的に、保有する信用情報を以下のとおり利用すること、および加盟会員に提供することに同意します。

①信用情報機関が保有する信用情報

両社が加盟する信用情報機関は、下記の信用情報を保有します。

(イ) 本条2. により、当社を含め、信用情報機関の加盟会員から提供を受けた情報

(ロ) 信用情報機関が収集した(イ)以外の情報

(ハ) 信用情報機関が、保有する信用情報に分析等の処理を行い算出した数値等の情報、その関連情報

②信用情報機関による信用情報の利用

両社が加盟する信用情報機関は、保有する信用情報を下記のとおり利用します。

(イ) 信用情報の確認、調査、名寄せ・合算、その他信用情報機関の業務を適切に実施するための処理

(ロ) 信用情報の分析等の処理およびそれに基づく数値等の情報の算出

③信用情報機関による加盟会員に対する信用情報の提供

両社が加盟する信用情報機関は、信用情報(①(イ)(ロ)(ハ))を加盟会員へ提供します。また、信用情報(①(イ))を、提携信用情報機関を通じてその加盟会員へ提供します。

改定前	改定後（2026年4月1日現在）
<p><加盟信用情報機関の名称・所在地・電話番号></p> <p>○名 称：株式会社シー・アイ・シー（CIC） 所 在 地：〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト 電話番号：0120-810-414 ホームページアドレス：https://www.cic.co.jp</p> <p>※ 株式会社シー・アイ・シーは、割賦販売法上の指定信用情報機関です。</p> <p>※ 株式会社山陰合同銀行、株式会社ごうぎんクレジット加盟</p> <p>○名 称：株式会社日本信用情報機構（JICC） 所 在 地：〒110-0014 東京都台東区北上野1-10-14 住友不動産上野ビル5号館 電話番号：0570-055-955 ホームページアドレス： https://www.jicc.co.jp</p> <p>※ 株式会社山陰合同銀行加盟</p> <p>※ 契約期間中に新たに個人信用情報機関に加盟する場合は、別途、書面により通知し、同意を得るものとします。</p> <p><提携信用情報機関の名称・所在地・電話番号></p> <p>○名 称：全国銀行個人信用情報センター 所 在 地：〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1 電話番号：03-3214-5020 ホームページアドレス： https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/</p> <p>※ 上記の各機関の加盟資格、加盟会員名等は各機関のホームページに掲載されています。なお、各機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います（当行では行いません）。</p>	<p><加盟信用情報機関の名称・電話番号></p> <p>○名 称：株式会社シー・アイ・シー（CIC） 電話番号：0570-666-414 ホームページアドレス：https://www.cic.co.jp （株式会社シー・アイ・シーは、割賦販売法上の指定信用情報機関です） （株式会社山陰合同銀行、株式会社ごうぎんクレジット加盟）</p> <p>○名 称：株式会社日本信用情報機構（JICC） 電話番号：0570-055-955 ホームページアドレス： https://www.jicc.co.jp （株式会社山陰合同銀行加盟）</p> <p>※ 契約期間中に新たに信用情報機関に加盟する場合は、別途、書面により通知し、同意を得るものとします。</p> <p><提携信用情報機関の名称・電話番号></p> <p>○名 称：全国銀行個人信用情報センター 電話番号：03-3214-5020 ホームページアドレス： https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/</p> <p>※ 上記の各機関の加盟資格、加盟会員名等は各機関のホームページに掲載されています。なお、各機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います（当行では行いません）。</p> <p>（株式会社シー・アイ・シーが実施する「クレジット・ガイダンス」については、上記の同社のホームページをご覧ください。）</p>

改定前	改定後（2026年4月1日現在）
<p>第6条（個人情報の開示・訂正・削除）</p> <p>1. 会員等は、両社、または信用情報機関に対して、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより、会員等自身の個人情報を開示するよう請求することができます。</p> <p>——中略——</p> <p>(2) 個人信用情報機関に開示を求める場合には、第2条記載の連絡先へ連絡してください。</p> <p>個人情報の共同利用について</p> <p>当行は、個人情報の保護に関する法律第23条第5項に基づき、収集した個人情報を共同利用できるものとし、個人情報の共同利用についてインターネットの当行ホームページへの常時掲載によって公表するものとします。</p> <p>反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意</p> <p>私（会員の名義人）は、次の①に規定する暴力団員等もしくは①の各号のいずれかに該当する場合、②の各号のいずれかに該当する行為をした場合、または①にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、このカード取引が停止・解約されても異議を申しません。あわせて、私は、上記行為または虚偽の申告が判明し会員資格が取り消された場合、当然に貴行に対するいっさいの債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済します。また、これにより損害が生じた場合でも貴行に何らの請求は行わず、いっさい私の責任といたします。</p> <p style="text-align: right;">(2022年4月改定)</p> <p>マイ・ペイすリボ会員特約</p> <p>第2条（カード利用代金の支払区分）</p> <p>2. 本カードの弁済金（毎月支払額）は、会員規約第36条にかかわらず、下記のいずれかとなります。なお、マイ・ペイすリボ会員が希望し当行</p>	<p>第6条（個人情報の開示・訂正・削除）</p> <p>1. 会員等は、両社、または信用情報機関に対して、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより、会員等自身の個人情報を開示するよう請求することができます。</p> <p>——中略——</p> <p>(2) 信用情報機関に開示を求める場合には、第2条記載の連絡先へ連絡してください。</p> <p>個人情報の共同利用について</p> <p>当行は、個人情報の保護に関する法律に基づき、収集した個人情報を共同利用できるものとし、個人情報の共同利用についてインターネットの当行ホームページへの常時掲載によって公表するものとします。</p> <p>反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意</p> <p>私（会員の名義人）は、次の①に規定する暴力団員等もしくは①の各号のいずれかに該当する場合、②の各号のいずれかに該当する行為をした場合、または①にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、このカード取引が停止・解約されても異議を申しません。あわせて、私は、上記行為または虚偽の申告が判明した場合、当然に貴行に対するいっさいの債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済します。また、これにより損害が生じた場合でも貴行に何らの請求は行わず、いっさい私の責任といたします。</p> <p style="text-align: right;">(2026年4月改定)</p> <p>マイ・ペイすリボ会員特約</p> <p>第2条（カード利用代金の支払区分）</p> <p>2. 本カードの弁済金（毎月支払額）は、会員規約第36条にかかわらず、下記のいずれかとなります。なお、マイ・ペイすリボ会員が希望し当行</p>

改定前	改定後（2026年4月1日現在）
<p>が適当と認めた場合には、ボーナス支払月にボーナス増額弁済金を加算した額を支払う方法とすることができます。</p> <p style="text-align: right;">(2022年4月現在)</p>	<p>が適当と認めた場合には、ボーナス支払月にボーナス増額弁済金を加算した額を支払う方法とすることができます。なお、マイ・ペイすリボ申込み時において、会員は支払いコースを元金定額コースと指定したとみなします。</p> <p style="text-align: right;">(2026年4月現在)</p>
<p>ETCカード特約（個人用） 第8条（会員保障制度）</p> <p>3. 次の場合は、当行はてん補の責を負いません。</p> <p>——中略——</p> <p>(6) 前条2項の紛失・盗難の通知を当行が受領した日の61日以前に生じた損害</p> <p>(7) 戦争・地震等による著しい秩序の混乱中に生じた紛失・盗難に起因する損害</p> <p>(8) その他本特約および会員規約に違反する使用に起因する損害</p>	<p>ETCカード特約（個人用） 第8条（会員保障制度）</p> <p>3. 次の場合は、当行はてん補の責を負いません。</p> <p>——中略——</p> <p>(6) 会員が複数回に亘り類似の紛失・盗難等の被害に遭い、当該被害が会員の過失に起因する場合</p> <p>(7) 前条2項の紛失・盗難の通知を当行が受領した日の61日以前に生じた損害</p> <p>(8) 戦争・地震等による著しい秩序の混乱中に生じた紛失・盗難に起因する損害</p> <p>(9) その他本特約および会員規約に違反する使用に起因する損害</p>
<p>第12条（再発行）</p> <p>1. ETCカードの再発行は、当行所定の届け出を提出していただき当行が適当と認めた場合に限り行います。この場合、会員は当行所定のETCカード再発行手数料を支払うものとします。</p> <p style="text-align: right;">(2022年4月現在)</p>	<p>第12条（再発行）</p> <p>1. ETCカードの再発行は、当行所定の方法で届け出を行い、当行が適当と認めた場合に限り行います。この場合、会員は当行所定のETCカード再発行手数料を支払うものとします。</p> <p style="text-align: right;">(2026年4月現在)</p>
<p>iD会員特約（専用型：個人用） 第11条（会員保障制度）</p> <p>3. 次の場合は、当行はてん補の責を負いません。</p> <p>——中略——</p>	<p>iD会員特約（専用型：個人用） 第11条（会員保障制度）</p> <p>3. 次の場合は、当行はてん補の責を負いません。</p> <p>——中略——</p> <p>(7) iD会員（専用型）が複数回に亘り類似の紛失・盗難等の被害に遭い、当該被害がiD会員（専用型）の過失に起因する場合</p>

改定前	改定後（2026年4月1日現在）
<p>(7) 前条第2項の紛失・盗難の通知を当行が受領した日の61日以前に生じた損害</p> <p>(8) 戦争・地震等による著しい秩序の混乱中に生じた紛失・盗難に起因する損害</p> <p>(9) その他本特約および会員規約の違反に起因する損害</p> <p>第14条（再発行） 当行は、専用カードの紛失・盗難の場合には、iD会員（専用型）が当行所定の届けを提出し当行が適当と認めた場合に限り、カードを再発行します。この場合、iD会員（専用型）は、当行所定の再発行手数料を支払うものとします。</p> <p style="text-align: right;">(2022年4月現在)</p>	<p>(8) 前条第2項の紛失・盗難の通知を当行が受領した日の61日以前に生じた損害</p> <p>(9) 戦争・地震等による著しい秩序の混乱中に生じた紛失・盗難に起因する損害</p> <p>(10) その他本特約および会員規約の違反に起因する損害</p> <p>第14条（再発行） 当行は、専用カードの紛失・盗難の場合には、iD会員（専用型）が当行所定の方法で届け出を行い、当行が適当と認めた場合に限り、カードを再発行します。この場合、iD会員（専用型）は、当行所定の再発行手数料を支払うものとします。</p> <p style="text-align: right;">(2026年4月現在)</p>

改定前	改定後（2026年4月1日現在）
<p>山陰合同銀行クレジットカード会員規約（Visa & マスター・法人用）</p> <p>第2条（カードの貸与と取扱い）</p> <p>2. 使用者は、使用者本人の氏名が印字されたカードを貸与されたときは直ちに当該カードの署名欄に使用者の氏名を自署するものとします。</p> <p>5. 当行が、本条に基づき貸与するカードの規格、仕様およびデザインは、VISA国際サービスマスターカードインターナショナルインコーポレーテッド（以下まとめて「国際提携組織」という）が定める規定により、当行が定めます。</p> <p>第12条（退会）</p> <p>1. 会員が退会をする場合は、所定の届出用紙により当行の指定する金融機関または当行に届け出るものとします。この場合、当行が必要と認めた場合には、全カードおよびチケット等を当行に返却するものとし、会員は、使用者全員の債務の全額を直ちに支払うものとします。</p> <p>2. 使用者が退会をする場合は、所定の届出用紙により当行の指定する金融機関または当行に会員から届け出るものとします。この場合、当行が必要と認めた場合には、全カードおよびチケット等を当行に返却するものとします。</p> <p>第13条（カード利用の断りおよび一時停止、会員資格および使用者資格の取消等）</p> <p>6. 当行は、会員または使用者が次のいずれかに該当した場合、会員に通知したうえで会員資格を取消することができるものとします。</p> <p>（1）会員（当該法人の役員等を含む）または使用者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、テロリスト等、日本政府または外国政府が経済制裁・資</p>	<p>山陰合同銀行クレジットカード会員規約（Visa 法人用）</p> <p>第2条（カードの貸与と取扱い）</p> <p>2. 使用者は、使用者本人の氏名が印字されたカードを貸与されたときは直ちに当該カードの署名欄に使用者の氏名を自署するものとします （カードに署名欄がある場合に限る）。</p> <p>5. 当行が、本条に基づき貸与するカードの規格、仕様およびデザインは、VISA国際サービスマスターカードインターナショナル（以下「国際提携組織」という）が定める規定により、当行が定めます。</p> <p>第12条（退会）</p> <p>1. 会員が退会をする場合は、所定の方法により当行の指定する金融機関または当行に届け出るものとします。この場合、当行が必要と認めた場合には、全カードおよびチケット等を当行に返却するものとし、会員は、使用者全員の債務の全額を直ちに支払うものとします。</p> <p>2. 使用者が退会をする場合は、所定の方法により当行の指定する金融機関または当行に会員から届け出るものとします。この場合、当行が必要と認めた場合には、全カードおよびチケット等を当行に返却するものとします。</p> <p>第13条（カード利用の断りおよび一時停止、会員資格および使用者資格の取消等）</p> <p>6. 当行は、会員または使用者が次のいずれかに該当した場合、会員に通知したうえで会員資格を取消することができるものとします。</p> <p>（1）会員（当該法人の役員・実質的支配者等を含む）または使用者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、テロリスト等、日本政府または外国政府が経済制裁・資</p>

改定前	改定後（2026年4月1日現在）
<p>産凍結等の対象として指定する者、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という）に該当した場合、および次の①から⑤のいずれかに該当した場合 ①暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。③自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。④暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。</p> <p>⑤役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。</p> <p>(2) 会員（当該法人の役員等を含む）または使用者が、自らまたは第三者を利用して次の①から⑤のいずれかに該当する行為をしたとき。</p> <p>①暴力的な要求行為 ②法的な責任を超えた不当な要求行為 ③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 ④風説を流布し、偽計もしくは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為 ⑤その他本号①から④に準ずる行為</p> <p>第20条（紛失・盗難・偽造）</p> <p>2. 会員および使用者は、カードもしくはカード情報またはチケット等が紛失・盗難にあったときは速やかにその旨を当行に通知し最寄警察署に届け出るとともに、書面による所定の届けを当行に提出するものとします。ただし、当行が適当と認めた場合には、当行への電話での連絡により届け出ることできます。また、カード情報の紛失・盗難については、当行への通知で</p>	<p>資産凍結等の対象として指定する者、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という）に該当した場合、および次の①から⑤のいずれかに該当した場合 ①暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。③自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。④暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。</p> <p>⑤役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。</p> <p>(2) 会員（当該法人の役員・実質的支配者等を含む）または使用者が、自らまたは第三者を利用して次の①から⑤のいずれかに該当する行為をしたとき。①暴力的な要求行為 ②法的な責任を超えた不当な要求行為 ③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 ④風説を流布し、偽計もしくは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為 ⑤その他本号①から④に準ずる行為</p> <p>12. 当行は、当行における法令遵守の観点から当行が必要と認めた場合には、他のアカウントへのチャージ（送金）取引について、カードの利用を制限することができるものとします。</p> <p>第20条（紛失・盗難・偽造）</p> <p>2. 会員および使用者は、カードもしくはカード情報またはチケット等が紛失・盗難にあったときは速やかにその旨を当行に通知し最寄警察署に届け出るとともに、書面による所定の届けを当行に提出するものとします。ただし、当行が適当と認めた場合には、当行への電話での連絡により届け出ることできます。</p>

改定前	改定後（2026年4月1日現在）
<p>足りるものとします。</p> <p>第21条（会員保障制度）</p> <p>3. 次の場合は、当行はてん補の責を負いません。なお、本項において会員の故意過失を明示的に記載しているものを除き、会員の故意過失は問わないものとします。</p> <p>——中略——</p> <p>(7) 前条第2項の紛失・盗難の通知を当行が受理した日の61日以前に生じた損害</p> <p>(8) 戦争・地震等による著しい秩序の混乱に乗じて行われた紛失・盗難に起因する損害</p> <p>(9) その他本規約に違反する使用に起因する損害</p> <p>5. 会員は、本条第1項の紛失・盗難に関して警察署その他から連絡を受けたときは、その旨を直ちに当行に通知し、当行と協力して損害の発生防止に努めるものとします。</p> <p>6. 会員は、当行から損害のてん補を受ける場合には、当該てん補の対象である不正利用に起因して本会員が保有する一切の権利をてん補を受けた金額の限度で当行に移転し、移転に必要な手続きも履行するものとします。また、会員は、当該てん補を受けた後、当該てん補の対象である不正利用に関して、名目を問わず第三者から金員を受領した場合は、当該金員を当行に支払うものとします。</p> <p>7. 会員は、前条第2項に従って当行に対して通知または届け出た事項、および第4項の書類に記載した事項を、当行が必要に応じて、当行が契約する損害保険会社に提供することを予め承諾するものとします。</p> <p>第22条（カードの再発行）</p> <p>カードを紛失・盗難、毀損、滅失等した場合に</p>	<p>第21条（会員保障制度）</p> <p>3. 次の場合は、当行はてん補の責を負いません。なお、本項において会員の故意過失を明示的に記載しているものを除き、会員の故意過失は問わないものとします。</p> <p>——中略——</p> <p>(7) 会員または使用者が複数回に亘り類似の紛失・盗難等の被害に遭い、当該被害が会員または使用者の過失に起因する場合</p> <p>(8) 前条第2項の紛失・盗難の通知を当行が受理した日の61日以前に生じた損害</p> <p>(9) 戦争・地震等による著しい秩序の混乱に乗じて行われた紛失・盗難に起因する損害</p> <p>(10) その他本規約に違反する使用に起因する損害</p> <p>5. 会員および使用者は、本条第1項の紛失・盗難に関して警察署その他から連絡を受けたときは、その旨を直ちに当行に通知し、当行と協力して損害の発生防止に努めるものとします。</p> <p>6. 会員および使用者は、当行から損害のてん補を受ける場合には、当該てん補の対象である不正利用に起因して会員が保有する一切の権利をてん補を受けた金額の限度で当行に移転し、移転に必要な手続きも履行するものとします。また、会員および使用者は、当該てん補を受けた後、当該てん補の対象である不正利用に関して、名目を問わず第三者から金員を受領した場合は、当該金員を当行に支払うものとします。</p> <p>7. 会員および使用者は、前条第2項に従って当行に対して通知または届け出た事項、および第4項の書類に記載した事項を、当行が必要に応じて、当行が契約する損害保険会社に提供することを予め承諾するものとします。</p> <p>第22条（カードの再発行）</p> <p>カードを紛失・盗難、毀損、滅失等した場合には、</p>

改定前	改定後（2026年4月1日現在）
<p>は、当行所定の届けを提出していただき当行が 適当と認めた場合に限り再発行いたします。こ の場合、会員または使用者は当行所定のカード 再発行手数料を支払うものとします。</p> <p>第24条（届出事項の変更等）</p> <p>1. 会員が当行に届け出た使用者、住所、連絡 先、代金決済口座、氏名、電話番号、電子メー ルアドレス、事業の内容、職業、法人名称・商 号、取引を行う目的、会員の実質的支配者およ びその他の項目（以下総称して「届出事項」と いう）等に関する情報に変更が生じた場合は、 遅滞なく当行の指定する金融機関または当行宛 に所定の届出用紙により届け出るものとしま す。ただし、当行が適当と認めた場合には、当 行への電話等の当行が適当と認める方法により 届け出ることもできます。</p> <p>カードショッピング条項</p> <p>第30条（カードショッピング）</p> <p>1. 利用可能な加盟店</p> <p>使用者は、次の加盟店においてカードを利用す ることができます。ただし、使用者は、加盟店 におけるカード利用に際し、会員番号その他個 人情報の窃取・悪用・売上傳票等の偽造・変造 等の危険について充分注意するものとします。 なお、（1）ないし（3）の加盟店にてカードシ ョッピングの取引を行う目的は事業費決済のみ とします。</p> <p>（1）当行の加盟店</p> <p>（2）当行と提携したクレジットカード会社（以 下「提携クレジットカード会社」という）の加 盟店</p>	<p>当行所定の方法で届け出を行い、当行が適当と認 めた場合に限り再発行いたします。この場合、会 員または使用者は当行所定のカード再発行手 数を支払うものとします。</p> <p>第24条（届出事項の変更等）</p> <p>1. 会員が当行に届け出た使用者、住所、連絡 先、代金決済口座、氏名、電話番号、電子メー ルアドレス、国籍、在留資格、在留期間、事業 の内容、職業、法人名称・商号、取引を行う目 的、会員の実質的支配者およびその他の項目 （以下総称して「届出事項」という）等に関す る情報に変更が生じた場合、遅滞なく当行の指 定する金融機関または当行宛に所定の方法によ り届け出るものとします。</p> <p>——中略——</p> <p>6. 当行は、日本国籍を保有せずに本邦に居住して いる会員および使用者に対し、国籍、在留資格、 在留期間の届出を求めることがあり、当該会員お よび使用者は届出に応じるものとします。</p> <p>カードショッピング条項</p> <p>第30条（カードショッピング）</p> <p>1. 利用可能な加盟店</p> <p>使用者は、次の加盟店においてカードを利用す ることができます。ただし、使用者は、加盟店 におけるカード利用に際し、会員番号その他個 人情報の窃取・悪用・売上傳票等の偽造・変造 等の危険について充分注意するものとします。 なお、（1）ないし（3）の加盟店にてカードシ ョッピングの取引を行う目的は事業費決済のみ とします。</p> <p>（1）当行の加盟店</p> <p>（2）当行と提携したクレジットカード会社（以 下「提携クレジットカード会社」という）の加 盟店</p>

改定前	改定後（2026年4月1日現在）
<p>(3) VisaカードについてはVISAインターナショナルサービスアソシエーションと、マスターカードについてはマスターカードインターナショナルインコーポレーテッドと提携した銀行・クレジットカード会社（以下「海外クレジットカード会社」という）の加盟店</p> <p>2. 加盟店の店頭での利用手続き 商品の購入その他の取引を行うに際し、加盟店にカードを提示して所定の売上票に署名することにより、当該取引によって使用者が負担した債務の決済手段とすることができます。ただし、売上票の署名がカード裏面の署名と同一のものと認められない場合にはカードの利用ができないことがあります。なお、当行が適当と認めた加盟店においては、売上票への署名を省略すること、署名に代えてもしくは署名とともに暗証番号を店頭端末機へ入力すること、またはICチップを端末機等にかざしてご利用される場合（非接触ICチップでのご利用の場合。以下本条において同じ）には、ご利用の金額に応じサインレスもしくは売上票への署名をすること等当行が適当と認める方法によって取引を行う場合があります。</p> <p>第31条（立替払の承諾等）</p> <p>1. 会員および使用者は、当行に対し、前条に従い、加盟店等においてカードを利用した場合、当行が加盟店等に対し立替払を行うことを承諾し、本規約に基づく契約の締結をもって、当行に対し当該個別の立替払を委託しているものとみなします。会員および使用者は、当行が会員および使用者からの委託に基づき、会員および使用者の加盟店等に対する支払いを代わりに行うに際し、カード利用による取引の結果生じた加盟店等の使用者に対する債権について、以下の各号に承諾するものとし、割賦販売法その他の法令の定めにより加盟店等に対する抗弁を当行に主張できる場合を除いて、加盟店等に有する抗弁（同時履行の抗弁、相殺の抗弁、取消、</p>	<p>(3) 国際提携組織と提携した銀行・クレジットカード会社（以下「海外クレジットカード会社」という）の加盟店</p> <p>2. 加盟店の店頭での利用手続き 商品の購入その他の取引を行うに際し、加盟店にカードを提示して所定の売上票に署名することにより、当該取引によって使用者が負担した債務の決済手段とすることができます。ただし、売上票の署名がカード裏面の署名と同一のものと認められない場合にはカードの利用ができないことがあります（カードに署名欄がある場合に限る）。なお、当行が適当と認めた加盟店においては、売上票への署名を省略すること、署名に代えてもしくは署名とともに暗証番号を店頭端末機へ入力すること、またはICチップを端末機等にかざしてご利用される場合（非接触ICチップでのご利用の場合。以下本条において同じ）には、ご利用の金額に応じサインレスもしくは売上票への署名をすること等当行が適当と認める方法によって取引を行う場合があります。</p> <p>第31条（立替払の承諾等）</p> <p>1. 会員および使用者は、当行に対し、前条に従い、加盟店等においてカードを利用した場合、当行が加盟店等に対し立替払を行うことを承諾し、本規約に基づく契約の締結をもって、当行に対し当該個別の立替払を委託しているものとみなします。会員および使用者は、当行が会員および使用者からの委託に基づき、会員および使用者の加盟店等に対する支払いを代わりに行うに際し、カード利用による取引の結果生じた加盟店等の会員または使用者に対する債権について、以下の各号に承諾するものとし、割賦販売法その他の法令の定めにより加盟店等に対する抗弁を当行に主張できる場合を除いて、加盟店等に有する抗弁（同時履行の抗弁、相殺の抗弁、取消、解除、無</p>

改定前	改定後（2026年4月1日現在）
<p>解除、無効の抗弁を含むがこれらに限りません)を放棄するものとします。</p> <p><ご相談窓口></p> <p>2. 宣伝印刷物の送付等営業案内の中止のお申出は、下記の当行クレジットカードデスクまでお願いします。</p> <p>※カードを利用しない場合には、利用開始する前に切断のうえ当行にご返却ください。</p> <p>——中略——</p> <p>5. カードの紛失・盗難に関するご連絡は下記のVJ紛失・盗難受付デスクまでお願いします。</p> <p><VJ紛失・盗難受付デスク></p> <p>フリーダイヤル 0120-919456</p> <p>※上記番号が繋がりにくい場合は下記番号をご利用ください。</p> <p>東京03-6627-4057 大阪06-6445-3530</p> <p style="text-align: right;">(2021年4月現在)</p>	<p>効の抗弁を含むがこれらに限りません)を放棄するものとします。</p> <p><ご相談窓口></p> <p>2. カード等の利用、請求内容等に係るお問い合わせおよび宣伝印刷物の送付等営業案内の中止のお申出は、下記の当行クレジットカードデスクまでお願いします。</p> <p>——中略——</p> <p>5. カードの紛失・盗難に関するご連絡は下記のVJ紛失・盗難受付デスクまでお願いします。</p> <p><VJ紛失・盗難受付デスク></p> <p>フリーダイヤル 0120-919456</p> <p>上記番号が繋がりにくい場合は下記番号をご利用ください。</p> <p>東京03-6627-4057 大阪06-6445-3530</p> <p>※カードを利用しない場合には、利用開始する前に切断のうえ当行にご返却ください。</p> <p style="text-align: right;">(2026年4月現在)</p>
<p>個人情報の取扱いに関する同意条項</p> <p><本同意条項は「山陰合同銀行クレジットカード会員規約 (Visa&マスター・法人用)」(以下「本規約」という)の一部を構成します></p> <p>第1条 (個人情報の収集・保有・利用等)</p> <p>1. 使用者またはその予定者および会員の代表者または入会申込者の代表者(以下総称して「使用者等」という)は、本規約(入会申込みおよび使用者の届出を含む。以下同じ)を含む株式会社山陰合同銀行(以下「当行」という)との取引の与信判断および与信後の管理ならびに付帯サービス提供のため、下記(1)から(7)の情報(以下これらを総称して「個人情報」という)を当行が保護措置を講じた上で収集、保有、および相互に提供し利用することに同意します。なお、与信後の管理には、カードの利用確認、会員へのカードご利用代金のお支払い等</p>	<p>個人情報の取扱いに関する同意条項</p> <p><本同意条項は「山陰合同銀行クレジットカード会員規約 (Visa法人用)」(以下「本規約」という)の一部を構成します></p> <p>第1条 (個人情報の収集・保有・利用等)</p> <p>1. 使用者または使用者の予定者および会員の代表者または入会申込者の代表者(以下総称して「使用者等」という)は、本規約(入会申込みおよび使用者の届出を含む。以下同じ)を含む株式会社山陰合同銀行(以下「当行」という)との取引の与信判断および与信後の管理ならびに付帯サービス提供のため、下記(1)から(9)の情報(以下これらを総称して「個人情報」という)を当行が保護措置を講じた上で収集(映像、その他の電磁的記録として取得・保存することを含む)、保有、および相互に提供し利用することに同意します。なお、与信後の管理には、カードの利用確</p>

改定前	改定後（2026年4月1日現在）
<p>のご案内（支払遅延時の請求を含みます）をすること、および、法令に基づき市区町村の要求に従って会員の個人情報（入会申込書の写し・残高通知書等）を市区町村に提出し住民票・住民除票の写し・戸籍謄抄本・除籍謄本等（これらの電子化されたものにかかる記載事項の証明書を含みます）の交付を受けて連絡先の確認や債権管理その他の会員管理のために相互に提供し利用すること、を含むものとします。</p> <p>(1) 申込み時または入会後に会員または使用者等が提出する申込書、届出書、その他の書類に記入したまたは記載されている氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、電子メールアドレス、運転免許証番号、勤務先、事業の内容、職業、法人名称・商号、取引を行う目的、会員の実質的支配者、資産、負債および収入等の情報（以下総称して「氏名等」という）等に関する情報、本規約に基づき届出られた情報ならびにお電話等でのお問合せ等により当行が知り得た氏名等の情報（以下総称して「属性情報」という）</p> <p>(2) 使用者のご利用に関する申込日、契約日、ご利用店名、商品名、契約額、支払回数等のご利用状況および契約内容に関する情報（以下「契約情報」という）</p> <p>——中略——</p> <p>2. 使用者は、当行が下記²の目的のために前項の</p> <p>(1) (2) (3) (4) の個人情報を利用することを同意します。</p>	<p>認、会員へのカードご利用代金のお支払い等のご案内（支払遅延時の請求を含みます）をすること、および、法令に基づき市区町村の要求に従って会員の個人情報（入会申込書の写し・残高通知書等）を市区町村に提出し住民票・住民除票の写し・戸籍謄抄本・除籍謄本等（これらの電子化されたものにかかる記載事項の証明書を含みます）の交付を受けて連絡先の確認や債権管理その他の会員管理のために相互に提供し利用すること、を含むものとします。</p> <p>(1) 申込み時または入会後に会員または使用者等が提出する申込書、届出書、その他の書類に記入したまたは記載されている氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、電子メールアドレス、運転免許証番号、勤務先、事業の内容、職業、法人名称・商号、取引を行う目的、会員の実質的支配者、資産、負債、収入、国籍、在留資格、在留期間に関する情報等の情報（以下総称して「氏名等」という）、本規約に基づき届出られた情報ならびにお電話等でのお問合せ等により当行が知り得た氏名等の情報（これらすべての変更情報を含み、以下総称して「属性情報」という）</p> <p>(2) 使用者のご利用に関する申込日、契約日、ご利用店名、商品名、契約額、支払回数、ID その他の識別情報等のご利用状況および契約内容に関する情報（加盟店等から当行が適法に取得する情報を含み、以下「契約情報」という）</p> <p>——中略——</p> <p>(8) 使用者等のインターネット（アプリ、ウェブサイトを含む）上での閲覧履歴、商品購買履歴、サービス利用履歴、位置情報等の履歴情報、利用されている端末の情報、ネットワーク情報（IPアドレス等）等</p> <p>(9) 本項各号に定める情報に付帯する個人関連情報（第三者から提供を受け個人データとなる個人関連情報を含む）</p> <p>2. 使用者等は、当行がクレジット事業（クレジットカード、ファクタリングを含む）、保証事業、融資事業、保険事業、集金代行業業その他これらに付随する事業に関する次の目的のために前項</p>

改定前	改定後（2026年4月1日現在）
<p>(1) 当行の事業（キャッシング・ローン等の金銭貸付事業を含む。以下同じ）における新商品情報のお知らせ、関連するアフターサービス</p> <p>(2) 当行の事業における市場調査、商品開発</p> <p>(3) 当行の事業における宣伝物・印刷物の送付、電話および電子メール送信等その他の通信手段を用いた営業活動</p> <p>(4) 当行が認めるクレジットカード利用可能加盟店等その他当行の提携する者等の営業に関する宣伝物・印刷物の送付、電話および電子メール等その他の通信手段を用いた送信</p> <p>(5) 当行が認めるクレジットカード利用加盟店等その他地方公共団体等および当行の提携する者等の各種プロモーション活動を支援するデータ分析サービス提供のための統計レポートの作成（個人を識別し得ない統計情報として加工したものに限り）</p> <p>※ なお、上記の当行の具体的な事業内容については、当行所定の方法（インターネットの当行ホームページへの常時掲載）によってお知らせします。</p> <p>3. 使用者は、会員へのカードご利用代金のお支払い等のご案内（支払遅延時の請求を含みます）において、当行が第1項の（1）から（7）の個人情報を会員に提供することに同意します。</p> <p>第5条（会員契約が不成立の場合） 会員契約が不成立の場合であっても、使用者等が入会申込をした事実は、第1条第1項に定める目的および第2条に基づき、当該契約に不成立の理由の如何を問わず、一定期間利用されま</p>	<p>の（1）（2）（3）（4）（8）（9）の個人情報を利用することを同意します。</p> <p>(1) 新商品情報のお知らせ、関連するアフターサービス</p> <p>(2) 市場調査、商品開発</p> <p>(3) 宣伝物・印刷物の送付、電話および電子メール送信等その他の通信手段を用いた営業活動</p> <p>(4) 当行が認める加盟店等その他両社の提携する者等の営業に関する宣伝物・印刷物の送付、電話および電子メール等その他の通信手段を用いた送信</p> <p>(5) 当行が認める加盟店等その他地方公共団体等および当行の提携する者等の各種プロモーション活動を支援するデータ分析サービスにおいて、個人情報に係るデータを照合、分析することにより、統計レポートを作成すること（個人を識別し得ない統計情報として加工したものに限り）</p> <p>※ なお、上記の当行の具体的な事業内容については、当行所定の方法（インターネットの両社ホームページへの常時掲載）によってお知らせします。</p> <p>3. 使用者は、会員へのカードご利用代金のお支払い等のご案内（支払遅延時の請求を含みます）において、当行が第1項の（1）から（9）の個人情報を会員に提供することに同意します。</p> <p>4. 会員等は、両社が各種法令の規定により提出を求められた場合およびそれに準ずる公共の利益のために必要がある場合、公的機関等に会員等の個人情報を提供することに同意します。</p> <p>第5条（会員契約が不成立の場合） 会員契約が不成立の場合であっても、使用者等が入会申込をした事実は、第1条第1項に定める目的および第2条に基づき、当該契約の不成立の理由の如何を問わず、一定期間利用されますが、それ</p>

改定前	改定後（2026年4月1日現在）
<p>すが、それ以外に利用されることはありません。</p> <p>第9条（同意条項の位置付けおよび変更） 1. 本同意条項は「山陰合同銀行クレジットカード会員規約（Visa&マスター・法人用）」の一部を構成します。</p> <p>個人情報の共同利用について 当行は、個人情報の保護に関する法律第23条第5項に基づき、収集した個人情報を共同利用できるものとし、個人情報の共同利用についてインターネットの当行ホームページへの常時掲載によって公表するものとします。</p> <p>反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意 私（会員の名義人（会員名義人が法人の場合には、当該法人の役員等を含む。以下同じ。））および使用者は、次の（1）に規定する暴力団員等または（1）の各号のいずれかに該当する場合、（2）の各号のいずれかに該当する行為をした場合、または（1）にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、このカード取引が停止・解約されても異議を申しません。あわせて、私および使用者は、上記行為または虚偽の申告が判明し会員資格が取り消された場合、当然に貴行に対するいっさいの債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済します。また、これにより損害が生じた場合でも貴行に何らの請求は行わず、いっさい私および使用者の責任といたします。</p> <p style="text-align: right;">（2021年4月現在）</p> <p>個人事業主特約 会員が個人事業主の場合、「山陰合同銀行クレ</p>	<p>以外に利用されることはありません。</p> <p>第9条（同意条項の位置付けおよび変更） 1. 本同意条項は「山陰合同銀行クレジットカード会員規約（Visa法人用）」の一部を構成します。</p> <p>個人情報の共同利用について 当行は、個人情報の保護に関する法律に基づき、収集した個人情報を共同利用できるものとし、個人情報の共同利用についてインターネットの当行ホームページへの常時掲載によって公表するものとします。</p> <p>反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意 私（会員の名義人（会員名義人が法人の場合には、当該法人の役員・実質的支配者等を含む。以下同じ。））および使用者は、次の（1）に規定する暴力団員等または（1）の各号のいずれかに該当する場合、（2）の各号のいずれかに該当する行為をした場合、または（1）にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、このカード取引が停止・解約されても異議を申しません。あわせて、私および使用者は、上記行為または虚偽の申告が判明した場合、当然に貴行に対するいっさいの債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済します。また、これにより損害が生じた場合でも貴行に何らの請求は行わず、いっさい私および使用者の責任といたします。</p> <p style="text-align: right;">（2026年4月現在）</p> <p>個人事業主特約 会員が個人事業主の場合、「山陰合同銀行クレジ</p>

改定前	改定後（2026年4月1日現在）
<p>ジットカード会員規約（Visa&マスター・法人用）」（以下「本規約」という）および個人情報の取扱いに関する同意条項（以下「同意条項」という）に加えて、本特約が適用されるものとします。</p> <p>本規約と本特約の内容が相違する場合は、本特約を優先するものとします。</p> <p>第3条（個人信用情報機関への登録・利用等）</p> <p>同意条項に追加して下記条項が適用されるものとします。</p> <p>1. 個人事業主等は、株式会社山陰合同銀行（以下「当行」という）が、本規約に係る取引上の判断にあたり、当行が加盟する下記の個人信用情報機関（個人の支払能力に関する情報の収集および当該機関の加盟会員に当該情報を提供することを業とする者。以下「加盟信用情報機関」という）および加盟信用情報機関と提携する下記の個人信用情報機関（以下「提携信用情報機関」という）に照会し、個人事業主等の情報（当該各機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報の他、当該各機関によって登録される破産等の官報情報等を含む）を個人事業主等の支払能力の調査の目的に限り、利用することに同意します。</p> <p>2. 個人事業主等は、①加盟信用情報機関により定められた情報（下表の「登録情報」記載の情報、その履歴を含む）が当該機関に下表の「登録期間」に定める期間登録されること、ならびに、②登録された情報が加盟信用情報機関および提携信用情報機関の加盟会員により個人事業主等の支払能力に関する調査のため利用されること、に同意します。</p> <p>——中略——</p>	<p>ットカード会員規約（Visa法人用）」（以下「本規約」という）および個人情報の取扱いに関する同意条項（以下「同意条項」という）に加えて、本特約が適用されるものとします。</p> <p>本規約と本特約の内容が相違する場合は、本特約を優先するものとします。</p> <p>第3条（信用情報機関への登録・利用等）</p> <p>同意条項に追加して下記条項が適用されるものとします。</p> <p>1. 個人事業主等は、株式会社山陰合同銀行（以下「当行」という）が、本規約に係る取引上の判断にあたり、当行が加盟する下記の信用情報機関（個人の支払能力・返済能力に関する情報の収集および当該機関の加盟会員に当該情報を提供することを業とする者。以下「加盟信用情報機関」という）および加盟信用情報機関と提携する下記の信用情報機関（以下「提携信用情報機関」という）に照会し、個人事業主等の情報（当該各機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報の他、当該各機関によって登録される破産等の官報情報等を含む）を個人事業主等の支払能力・返済能力の調査の目的に限り、利用することに同意します。</p> <p>2. 個人事業主等は、①加盟信用情報機関により定められた情報（下表の「登録情報」記載の情報、その履歴を含む）が当該機関に下表の「登録期間」に定める期間登録されること、ならびに、②登録された情報が加盟信用情報機関および提携信用情報機関の加盟会員により個人事業主等の支払能力・返済能力に関する調査のため利用されること、に同意します。</p> <p>——中略——</p> <p>4. 個人事業主等は、当行が加盟する信用情報機関が、当該機関および提携信用情報機関の加盟会員による本個人事業主等の支払能力・返済能力の調査に資することを目的に、保有する信用情報を以下のとおり利用すること、および加盟会員に提供</p>

改定前	改定後（2026年4月1日現在）
<p><加盟信用情報機関の名称・所在地・電話番号></p> <p>○名称：株式会社シー・アイ・シー（CIC） 所在地：〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト 電話番号：0120-810-414 ホームページアドレス： https://www.cic.co.jp</p> <p>※株式会社シー・アイ・シーは割賦販売法上の指定信用情報機関です。</p> <p>○名称：株式会社日本信用情報機構（JICC） 所在地：〒110-0014 東京都台東区北上野1-10-14 住友不動産上野ビル5号館 電話番号：0570-055-955</p>	<p>することに同意します。</p> <p>① 信用情報機関が保有する信用情報 当行が加盟する信用情報機関は、下記の信用情報を保有します。</p> <p>（イ）本条2.により、当行を含め、信用情報機関の加盟会員から提供を受けた情報 （ロ）信用情報機関が収集した（イ）以外の情報 （ハ）信用情報機関が、保有する信用情報に分析等の処理を行い算出した数値等の情報、その関連情報</p> <p>② 信用情報機関による信用情報の利用 当行が加盟する信用情報機関は、保有する信用情報を下記のとおり利用します。</p> <p>（イ）信用情報の確認、調査、名寄せ・合算、その他信用情報機関の業務を適切に実施するための処理 （ロ）信用情報の分析等の処理およびそれに基づく数値等の情報の算出</p> <p>③ 信用情報機関による加盟会員に対する信用情報の提供 当行が加盟する信用情報機関は、信用情報（①（イ）（ロ）（ハ））を加盟会員へ提供します。また、信用情報（①（イ））を、提携信用情報機関を通じてその加盟会員へ提供します。</p> <p><加盟信用情報機関の名称・電話番号></p> <p>○名称：株式会社シー・アイ・シー（CIC） 電話番号：0570-666-414 ホームページアドレス： https://www.cic.co.jp （株式会社シー・アイ・シーは割賦販売法上の指定信用情報機関です）</p> <p>○名称：株式会社日本信用情報機構（JICC） 電話番号：0570-055-955 ホームページアドレス： https://www.jicc.co.jp</p>

改定前	改定後（2026年4月1日現在）
<p>ホームページアドレス： https://www.jicc.co.jp</p> <p>※契約期間中に新たに個人信用情報機関に加盟する場合は、別途、書面により通知し、同意を得るものとします。</p> <p><提携信用情報機関の名称・電話番号> ○名 称：全国銀行個人信用情報センター 電話番号：03-3214-5020 ホームページアドレス： https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/</p> <p>※株式会社シー・アイ・シー、株式会社日本信用情報機構および上記提携信用情報機関は、多重債務の抑止のため提携し、相互に情報を交流するネットワーク（CRIN）を構築しています。</p> <p>※上記の各機関の加盟資格、加盟会員名等は各機関のホームページに掲載されています。なお、各機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います。</p> <p>4. 会員契約が不成立の場合であっても、個人事業主等が入会申込をした事実は、本条に基づき、当該契約の不成立の理由の如何を問わず、一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。</p> <p>5. 個人信用情報機関に開示を求める場合には、本条記載の連絡先へ連絡してください。</p> <p>6. 個人事業主等が本特約の全部もしくは一部を承認できない場合、入会をお断りする場合があります。</p>	<p>※契約期間中に新たに信用情報機関に加盟する場合は、別途、書面により通知し、同意を得るものとします。</p> <p><提携信用情報機関の名称・電話番号> ○名 称：全国銀行個人信用情報センター 電話番号：03-3214-5020 ホームページアドレス： https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/</p> <p>※上記の各機関の加盟資格、加盟会員名等は各機関のホームページに掲載されています。なお、各機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います。（当行では行いません。）</p> <p>（株式会社シー・アイ・シーが実施する「クレジット・ガイダンス」については、上記の同社のホームページをご覧ください。）</p> <p>5. 会員契約が不成立の場合であっても、個人事業主等が入会申込をした事実は、本条に基づき、当該契約の不成立の理由の如何を問わず、一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。</p> <p>6. 信用情報機関に開示を求める場合には、本条記載の連絡先へ連絡してください。</p> <p>7. 個人事業主等が本特約の全部もしくは一部を承認できない場合、入会をお断りする場合があります。</p>

改定前	改定後（2026年4月1日現在）																								
＜登録される情報とその期間＞	＜登録される情報とその期間＞																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">登録情報</th> <th style="text-align: center;">登録の期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、運転免許証等の記号番号等の本人情報^{*1}</td> <td>左欄②以下の登録情報のいずれかが登録されている期間</td> </tr> <tr> <td>②本規約に係る申込みをした事実</td> <td>当行が個人信用情報機関に照会した日から6カ月間</td> </tr> <tr> <td>③本規約に関する客観的な取引事実^{*2}</td> <td>契約期間中および契約終了後（完済していない場合は完済後）5年以内</td> </tr> <tr> <td>④債務の支払いを延滞した事実</td> <td>契約期間中および契約終了後（完済していない場合は完済後）5年間</td> </tr> <tr> <td>⑤債権譲渡の事実に係る情報</td> <td>株式会社日本信用情報機構への登録：譲渡日から1年以内</td> </tr> </tbody> </table>	登録情報	登録の期間	①氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、 運転免許証等 の記号番号等の本人情報 ^{*1}	左欄②以下の登録情報のいずれかが登録されている期間	②本規約に係る申込みをした事実	当行が 個人 信用情報機関に照会した日から6カ月間	③本規約に関する客観的な取引事実 ^{*2}	契約期間中および契約終了後（完済していない場合は完済後）5年以内	④債務の支払いを延滞した事実	契約期間中および契約終了後（完済していない場合は完済後）5年間	⑤債権譲渡の事実に係る情報	株式会社日本信用情報機構への登録：譲渡日から1年以内	<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">登録情報</th> <th style="text-align: center;">登録の期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、本人確認書類の記号番号等の本人情報^{*1}</td> <td>左欄②以下の登録情報のいずれかが登録されている期間</td> </tr> <tr> <td>②本規約に係る申込みをした事実</td> <td>当行が信用情報機関に照会した日から6カ月間</td> </tr> <tr> <td>③本規約に関する客観的な取引事実^{*2}</td> <td>契約期間中および契約終了後（完済していない場合は完済後）5年以内</td> </tr> <tr> <td>④債務の支払いを延滞した事実</td> <td>契約期間中および契約終了後（完済していない場合は完済後）5年間</td> </tr> <tr> <td>⑤債権譲渡の事実に係る情報</td> <td>株式会社日本信用情報機構への登録：譲渡日から1年以内</td> </tr> </tbody> </table>	登録情報	登録の期間	①氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、 本人確認書類 の記号番号等の本人情報 ^{*1}	左欄②以下の登録情報のいずれかが登録されている期間	②本規約に係る申込みをした事実	当行が信用情報機関に照会した日から6カ月間	③本規約に関する客観的な取引事実 ^{*2}	契約期間中および契約終了後（完済していない場合は完済後）5年以内	④債務の支払いを延滞した事実	契約期間中および契約終了後（完済していない場合は完済後）5年間	⑤債権譲渡の事実に係る情報	株式会社日本信用情報機構への登録：譲渡日から1年以内
登録情報	登録の期間																								
①氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、 運転免許証等 の記号番号等の本人情報 ^{*1}	左欄②以下の登録情報のいずれかが登録されている期間																								
②本規約に係る申込みをした事実	当行が 個人 信用情報機関に照会した日から6カ月間																								
③本規約に関する客観的な取引事実 ^{*2}	契約期間中および契約終了後（完済していない場合は完済後）5年以内																								
④債務の支払いを延滞した事実	契約期間中および契約終了後（完済していない場合は完済後）5年間																								
⑤債権譲渡の事実に係る情報	株式会社日本信用情報機構への登録：譲渡日から1年以内																								
登録情報	登録の期間																								
①氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、 本人確認書類 の記号番号等の本人情報 ^{*1}	左欄②以下の登録情報のいずれかが登録されている期間																								
②本規約に係る申込みをした事実	当行が信用情報機関に照会した日から6カ月間																								
③本規約に関する客観的な取引事実 ^{*2}	契約期間中および契約終了後（完済していない場合は完済後）5年以内																								
④債務の支払いを延滞した事実	契約期間中および契約終了後（完済していない場合は完済後）5年間																								
⑤債権譲渡の事実に係る情報	株式会社日本信用情報機構への登録：譲渡日から1年以内																								
(2019年4月現在)	(2026年4月現在)																								
ETCカード特約（法人用） 第8条（会員保障制度） 3. 次の場合は、当行はてん補の責を負いません。 ——中略—— (6) 前条2項の紛失・盗難の通知を当行が受領した日の61日以前に生じた損害 (7) 戦争・地震等による著しい秩序の混乱中に	ETCカード特約（法人用） 第8条（会員保障制度） 3. 次の場合は、当行はてん補の責を負いません。 ——中略—— (6) 会員または使用者が複数回に亘り類似の紛失・盗難等の被害に遭い、当該被害が会員または使用者の過失に起因する場合 (7) 前条2項の紛失・盗難の通知を当行が受領した日の61日以前に生じた損害 (8) 戦争・地震等による著しい秩序の混乱中に																								

第4条（費用の負担）

1. 個人事業主等は、金融機関等にて振込により支払う場合の金融機関等所定の振込手数料その他本規約に基づく債務の支払いに際して発生する各種取扱手数料、本規約に基づく費用・手数料等に課される消費税その他公租公課を負担するものとします。

2. 個人事業主等が支払期日において当行に支払うべき債務の口座振替、引落としもしくは自動払込みができない場合、または当行指定口座への振込が支払期日までにされなかった場合には、システム処理料、事務手数料およびその他カード利用代金等（ただし、キャッシング利用代金を除く）の弁済の受領に要する費用として、当行所定の手数料を個人事業主等は負担するものとします。

改定前	改定後（2026年4月1日現在）
<p>生じた紛失・盗難に起因する損害 (8) その他本特約および会員規約に違反する使用に起因する損害</p> <p>第11条（退会） 1. 会員がETCカードを退会する場合は、所定の届出用紙により当行に届け出るものとします。この場合、当行が必要と認めた場合には、全ETCカードを当行に返却するものとします。なお、回収もれのETCカードの退会後の利用による代金債権は、会員が支払の責を負うものとします。 2. 使用者がETCカードを退会する場合は、所定の届出用紙により当行に届け出るものとします。この場合、当行が必要と認めた場合には、退会する使用者のETCカードを当行に返却するものとします。</p> <p>第12条（再発行） 1. ETCカードの再発行は、当行所定の届け出を提出していただき当行が適当と認めた場合に限り行います。この場合、会員は当行所定のETCカード再発行手数料を支払うものとします。 (2018年10月現在)</p>	<p>生じた紛失・盗難に起因する損害 (9) その他本特約および会員規約に違反する使用に起因する損害</p> <p>第11条（退会） 1. 会員がETCカードを退会する場合は、当行所定の方法により当行に届け出るものとします。この場合、当行が必要と認めた場合には、全ETCカードを当行に返却するものとします。なお、回収もれのETCカードの退会後の利用による代金債権は、会員が支払の責を負うものとします。 2. 使用者がETCカードを退会する場合は、当行所定の方法により当行に届け出るものとします。この場合、当行が必要と認めた場合には、退会する使用者のETCカードを当行に返却するものとします。</p> <p>第12条（再発行） 1. ETCカードの再発行は、当行所定の方法で届け出を行い、当行が適当と認めた場合に限り行います。この場合、会員は当行所定のETCカード再発行手数料を支払うものとします。 (2026年4月現在)</p>

以 上